

内務省
第四十三年十月二十六日
第三三四三號

十月廿二日
文書課長

施行
十月廿二日

明治四十四年九月廿七日

主査 警務局長
(印)

警務局長
(印)

大臣 前

次官 兼

参事官 兼

(印)

(印)

(印)

(印)

代書業禁止處分取消、關スル訴願件

裁決 按

裁決 書

高知縣安藝郡野根村丙千八百七番地
訴願人 角屋隆保

右新願ノ要件ハ新願人明治四十四年三月百代書業禁
止處分ヲ受ケタルニテ以テ行政権ノ濫用トナレ今年
三月三十日高知縣知事ニ新願ヲ提起セリ然レニ該
新願ハ處分ヲ高レタル行政廳ヲ經由セサルノ故ヲ
以テ今年四月八日却下セラレタリ依テ今年六月六日
再ヒ處分官廳ヲ經テ新願ヲ提起セハニ知事ハ新
願期間ヲ経過セリト理由ニ依リ再ヒ之ヲ却下ヲ
爲セリ然レ氏苟モ一度新願ヲ提起セハノ事實ノ存ス
ル以上法定ノ手續ニ違背レ却下ノ命令ニ遭遇セリ
ト云モ新願法第一條第三項ノ期間内ノ進行ハ之ヲ
爲メ中断セラレ更ニ却下ノ日ヨリ起算スヘキモノナリ
ト依テ仍テ知事ノ處分ヲ取消レ進テ本案ノ審
理ヲ仰クト云フニ在リ

右對レ高知縣知事ハ亦狀書ヲ提出セリ
仍テ新願法第一條第三項ニ依リ之ヲ受理レ審査
ヲ遂クル處ニ未ダ新願期間ナルモハ公益上ノ必要ヲ定メ
ラレタルモノニテ法律ニ何等明記ナキ以上之レカ中断ヲ
認ムヘキモノニアラス只新願法第一條第三項ハ宥恕スヘ
キ事由アル場合ニ限リ期間経過後ノ受理ニ付行政
廳ニ自由裁量ノ余地ヲ與フルト云モ本件ノ如キハ却
下書ノ交付ヲ受ケレリ期間満了ニ至ル迄二十余日
ヲ存ス然レニ之ヲ経過セルノミナラス更ニ新願ノ提起ヲ
爲セルハ期間満了後實ニ一ヶ月ノ後ニアリ如斯ハ間ニ
新願人ノ怠慢ニ由ルモノニテ高知縣知事力却下處
分ヲ爲セルハ當ヲ得タルモノト云ハサルヘカラス
以上ノ理由ニ依リ裁決スルヲ左ノ如シ

高知縣知事、處分ハ取消スヘキ限ニアルス
年 月 日 大臣

崇 察 殿

内務省 第四千九百三十三號 明治四十四年十一月廿一日受 文書課長

施行 明治四十四年十一月廿一日

明治四十四年十一月十三日

主査 倉務課長 岡田

湯

倉保局長 古賀

大臣

次官 床次

参事官

堀田 堀田 堀田

堀田

逃査退隱料支給方ニ関スル訴願事件

裁決案

新潟縣山古船郡村上本町第五百六拾番地
甲士族

訴願人 元新潟縣巡查 堀田 定吉

明治四十四年十一月十三日

乙